

令和 8 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

環境管理課

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により、都道府県知事は、毎年、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成することとされていることから、令和 8 年度の測定計画を定めるものである。

※「公共用水域」とは、公共的に利用される水域や水路とされ、具体的には、河川、湖沼、港湾、沿岸海域等が該当する。

1 公共用水域の水質測定計画

(1) 実施の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) 実施機関

県、国土交通省、宮崎市外 12 市町

(3) 測定項目

測定項目は、次のア～オの計 76 項目のうち、測定地点毎の特性（事業場などの立地状況、利水状況、過去の検出状況等）に応じて選定

ア 生活環境項目…生活環境の保全に関する項目（BOD、COD、大腸菌数等の計 13 項目）

イ 健康項目 …人の健康の保護に関する項目（カドミウム、砒素等の計 27 項目）

ウ 要監視項目 …公共用水域における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目（クロロホルム、PFOS 及び PFOA 等の計 27 項目）

エ 特殊項目 …水環境への影響に関する知見の集積が必要な項目（フェノール類、銅、マンガン及び全クロムの計 4 項目）

オ その他の項目…アンモニア性窒素、トリハロメタン生成能、ふん便性大腸菌群数、透明度及び全有機炭素（計 5 項目）

(4) 測定地点

測定地点は、国土交通省、宮崎市外 12 市町による測定計画も考慮し、選定

表 1 水質測定実施機関別の測定地点数

実施機関	河川		海域		湖沼		計	
	7 年度	8 年度						
県	122	126	38	38			160	164
国土交通省	23	23					23	23
宮崎市	27	27	4	4			31	31
12 市町	60	62	5	5	1	1	66	68
計 (延べ測定地点数)	232	238	47	47	1	1	280	286
実測定地点数	188	190	47	47	1	1	236	238

(5) 令和7年度計画との主な変更点

ア 測定地点及び測定項目の増減

- ・ 年間12回超の測定を実施している以下の10地点について、監視を効率的に実施するために測定回数を削減する。

対象地点…細見潜水橋、小山橋、鹿小路橋、中橋、笹目橋、志比田橋
木之前橋、下沖水橋、下堤橋、鶉の島橋

- ・ 近年、BODが環境基準を超過している花の木川（都城市）について、2地点を追加するとともに、別の2地点の測定項目・測定回数を拡充する。

追加地点…京陣原橋、富吉川合流後40m

項目等拡充地点…桜木橋、樋口川合流後300m

イ 測定地点の変更

- ・ 串間市の1地点（蔵元橋）の工事が完了したため、代替地点（和田河原橋）から変更する。

(6) その他

常時監視で環境基準値等を超過した場合のほか、事故や災害などで汚濁が発生するおそれがある場合についても、適宜、計画外での調査を実施する。

2 地下水の水質測定計画

(1) 実施の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 実施機関

県、国土交通省、宮崎市

(3) 調査区分

ア 概況調査

(ア) 有害物質使用事業場周辺調査

有害物質を使用している事業場の敷地内の井戸及びその周辺の井戸について実施する調査

(イ) 定点調査

経年的なデータを収集するために継続的に行う調査

(ロ) メッシュ調査（ローリング方式により実施）

県内全域の地下水質の状況を把握する調査

県全域を5kmメッシュに区切り、井戸が存在する163メッシュについて順次計画的に実施する。

イ 継続監視調査

過去の調査で汚染が判明した井戸の継続的な監視をする調査

(4) 測定項目

測定項目は、次のア、イの計49項目のうち、調査区分の測定地点毎の特性に応じて選定

ア 環境基準項目…人の健康の保護に関する項目（カドミウム、砒素等の計28項目）

イ 要監視項目…地下水からの検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目（クロロホルム、PFOS及びPFOA等の計21項目）

(5) 測定地点

測定地点は、国土交通省及び宮崎市による測定計画を考慮し、選定

表2 調査区分・実施機関別の測定地点数

調査区分		測定機関	測定地点数	
			7年度	8年度
概況調査	有害物質使用事業場 周辺調査	県	16	15
		宮崎市	9	9
		計	25	24
	定点調査	国土交通省	2	2
		宮崎市	1	1
		計	3	3
	メッシュ調査	県	44	43
		宮崎市	2	2
		計	46	45
	小計			74
継続監視調査	県	32	30	
	宮崎市	16	16	
	計	48	46	
合計			122	118

(6) 令和7年度計画との主な変更点

ア 測定地点の増減

(ア) 概況調査

- 県で実施している有害物質使用事業場周辺調査について、2地点を統合し1地点（都城市）とする。

理由：2つの事業場が近隣にあり、周辺の井戸数が減少しているため。

(イ) 継続監視調査

- 県の測定地点に都城市の1地点を追加する。（測定項目：ふっ素）
理由：土壌汚染対策法にかかる地下水検査で、ふっ素の環境基準超過が確認されたため。
- 県の測定地点に日南市の1地点を追加する。（測定項目：砒素）
理由：令和7年度の地下水概況調査で、砒素が環境基準を超過したため。
- 県の測定地点の延岡市の3地点を1地点に削減する。（測定項目：総水銀）
理由：これまでに環境基準の超過はなく、また、周辺地域の井戸数が減少しているため。
- 県の測定地点から日向市の2地点を削除する。
（測定項目：ジクロロメタンほか10項目の揮発性有機化合物 1地点）
（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1地点）
理由：10年以上環境基準を達成しているため。

イ 測定地点の変更

(ア) 継続監視調査

- 都城市の中央観測井のうち、浅井戸1地点を代替井戸に変更する。
理由：ポンプ故障により、採水不可となったため。

(7) その他

概況調査や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために「汚染井戸周辺地区調査」を実施する。（PFOS及びPFOAについては、新田原基地周辺、小林市及び川南町において調査中）